

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から11年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月から11年2月まで

平成2年9月に会社を退職後、A市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続きを一緒に行った。最初は町内の集金で納付しており、途中から各個人での納付に切り替わり、納付書で納付するようになった。申立期間は、個人で事業をしており、確定申告等の経理関係については、すべて税理士に委託していた。社会保険事務所(当時)で、国民年金の記録が無いと言われたため、税理士に確認したところ、確定申告書に納付額が記載されているとのことであった。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成2年分から9年分までの確定申告書(控)の社会保険料控除欄及び10年、11年分の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄には、国民年金保険料の支払額が記載され、その金額は当時の国民年金保険料額とおおむね一致している上、当該確定申告書を作成した税理士は、「当時は、所得控除に該当する領収書等と確認して申告書を作成していた」と証言しており、申立期間当時、同居していた家族の状況からも、その保険料は申立人本人のものであると推認できる。

また、申立人は、最初は町内の集金で納付し、途中から納付書による納付に切り替わったと述べている上、A市において、平成10年度まで納付組織が存在していたことが確認できることから、その主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人の妻は、申立人の国民年金と国民健康保険の加入手続きにA市役所へ行った時の状況を詳細に記憶していることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和61年5月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年5月13日から同年10月1日まで  
高等学校卒業後に就職した会社が、入社1か月余りで倒産したので、卒業した高等学校の先生に相談したところ、A社を紹介され、失業直後の昭和61年5月に入社し、現在も勤務している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する社員名簿及び上司の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時から従業員の採用、給与計算等を担当しているA社の事業主の妻は「申立人はB高等学校の卒業生で、先生の紹介もあり、新卒扱いで入社させたので厚生年金保険にも同時に加入させ、保険料も控除していた。」と証言している。

さらに、申立期間前後の年に高校卒業と同時にA社に入社し、申立人と同様の業務に就いていた従業員は、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年10月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、厚生年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となつて

おり、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和29年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和29年5月1日から32年4月1日まで

前職当時から、A社B所への就職を希望していたところ、同事業所人事担当のD氏から勧誘を受けて入社した。当初は臨時雇いで、業務内容は資材・製品の積込み、積降ろし等を10数人のグループで行い、グループ内には社員もいた。給与は社員と同じ時期に現場で直接渡され、健康保険証を持ち社会保険にも加入していたと記憶している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社から提出された従業員名簿及び複数の同僚の供述から、申立人がA社B所に昭和29年5月1日から継続して勤務していたことが推認できる。

また、事業主は、「社員名簿によると、申立人は申立期間、A社B所の直轄従業員であった。当時の雇用条件から見て、直轄従業員であれば厚生年金保険被保険者としていたはずである。」旨の回答をしている。

さらに、申立人と同じ雇用条件（臨時雇い）であった複数の同僚は、「入社当時から厚生年金保険に加入していた。」と供述しているところ、オンライン記録によると、当該同僚は入社時期から被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B所における昭和32年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて

て、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る申立期間の被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、3度にわたり健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年8月12日は20万円、同年12月27日、16年8月11日、同年12月27日、17年8月11日及び同年12月27日は30万円、18年8月11日は28万円、同年12月27日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月12日  
② 平成15年12月27日  
③ 平成16年8月11日  
④ 平成16年12月27日  
⑤ 平成17年8月11日  
⑥ 平成17年12月27日  
⑦ 平成18年8月11日  
⑧ 平成18年12月27日

平成15年8月分賞与から18年12月分賞与までの8回分の賞与から厚生年金保険料が事業主により控除されていたが、年金記録履歴には、この期間の記録が記載されていないため、私の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る賞与支払明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支払明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、平成15年8月12日は20万円、同年12月27日、16年8月11日、同年12月27日、17年8月11日及び同年12月27

日は 30 万円、18 年 8 月 11 日は 28 万円、同年 12 月 27 日は 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院（現在は、B病院）における資格喪失日に係る記録を昭和56年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和55年12月から56年11月末まで医師としてA病院で働いたが、同病院の厚生年金保険の資格喪失日が同年11月30日になっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB病院から提出された在職証明書から、申立人が昭和56年11月30日までA病院に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は、「医師については退職月の月末まで働いてもらい、退職月の保険料を給与から控除している。」と供述しているところ、オンライン記録により、A病院の被保険者158人のうち、138人の資格喪失日は1日付けとなっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された昭和56年10月の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和56年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付し

た場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岐阜国民年金 事案 769 (事案 297 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 46 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 46 年 12 月まで

昭和 39 年に国鉄を退職し、近所の方の勧めで国民年金に加入した。町内会の方が毎月集金に来て薄い日本和紙の二つ折れの納付書で支払をすると、町内会役員が大きな丸型の印を自分の用紙に押された。長くこの用紙を持っていたが、もうこれは記録されているものと思い捨てた。この用紙で納付したので申立期間の保険料納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、町内会の集金で納付書により毎月納めたと主張しているが、A市は昭和 47 年度から国民年金保険料を納付書方式に切り替えており、申立人が申立期間について納付書で納めたとする主張は合理性に欠けること、ii) 申立人は、申立期間中の昭和 40 年 7 月に B 町に住所を変更し、同町在住当時も国民年金保険料を A 市で納付したと主張しているが、市町村が異なることにより同市では納付することができないこと、iii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、任意加入被保険者として、47 年 1 月ごろ B 町で払い出されていることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 17 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人が新たに挙げた証言者に聴取したところ、A市では、町内会による国民年金保険料の集金が行われていたことがうかがえるものの、申立人の国民年金の納付については記憶に無い上、申立人の申立期間について、証言者二人が国民年金に加入し納付した事実は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを推認し難く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岐阜国民年金 事案 770

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から46年12月まで  
結婚後、義父から国民年金の加入手続をした話を聞いた。家族の加入手続及び保険料納付は、義父が行っており、同居していた義母及び夫は納付済みである。当時の財政的事情からして、納付可能であったことから、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の義父も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年4月ごろに払い出され、同年1月に資格取得されていることから、申立期間は未加入期間であり、申立人に対して国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難く、関係人の証言も得られないことから、申立人の義父が申立人の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

さらに、申立人は、申立人の義父から、現在所持している国民年金手帳以外受け取った記憶が無いと述べており、申立期間において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岐阜国民年金 事案 771

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和38年11月に結婚し、A区のアパートに住んでいた。同年12月上旬に区役所年金課の職員が訪ねてきて、結婚したのだから国民年金に加入するように勧められ、その場で夫婦二人分の加入手続をした。その際、職員に最初からさかのぼって納付できると言われたので、二人分の保険料を手渡した。その後は区役所職員による集金で納付した。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の昭和38年12月ごろ、自宅を訪問した区役所年金課の職員に勧められ、その場で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、40年10月ごろに夫婦連番で払い出されている上、申立人夫婦が所持する国民年金手帳の発行日が同年11月5日と記載されていることから、申立人夫婦の国民年金の加入手続は、この時期に行われたと推認できる。この時点においては、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、特例納付実施期間中でもない。

また、申立人夫婦は、昭和40年11月5日に発行された国民年金手帳の前に、別の国民年金手帳の交付を受けた記憶は無いとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人夫婦は、昭和40年度の国民年金保険料を昭和41年3月2日にまとめて納付しており、41年度以降の保険料は夫婦同一日に定期的に納付しているため、40年度から申立人夫婦の保険料の納付が始まったものと見るのが自然である。

加えて、区役所では過年度保険料を収納することができないことから、申立人の主張は不合理である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から42年3月まで  
20歳になったころに、勤務先の事業主が国民年金の加入手続をして保険料を納付してくれたと思う。結婚した際、事業主から国民年金手帳を受け取った。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

勤務先の事業主が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、勤務先の事業主も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年8月ごろに払い出されている上、申立人は、現在所持している1冊の国民年金手帳以外に交付を受けたことが無いと述べており、その国民年金手帳の発行日は同年8月8日と記載されていることから、申立人の国民年金加入手続は、そのころに行われたと推認でき、その時期を基準とすると、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和42年4月から44年3月までの過年度領収証書を所持していることから、国民年金の加入手続を行った時点で、さかのぼって納付可能な国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

加えて、国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岐阜国民年金 事案 773

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和38年11月に結婚し、A区のアパートに住んでいた。同年12月上旬に区役所年金課の職員が訪ねてきて、結婚したのだから国民年金に加入するように勧められ、その場で夫婦二人分の加入手続をした。その際、職員に最初からさかのぼって納付できると言われたので、二人分の保険料を手渡した。その後は区役所職員による集金で納付した。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の昭和38年12月ごろ、自宅を訪問した区役所年金課の職員に勧められ、その場で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、40年10月ごろに夫婦連番で払い出されている上、申立人夫婦が所持する国民年金手帳の発行日が同年11月5日と記載されていることから、申立人夫婦の国民年金の加入手続は、この時期に行われたと推認できる。この時点においては、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、特例納付実施期間中でもない。

また、申立人夫婦は、昭和40年11月5日に発行された国民年金手帳の前に、別の国民年金手帳の交付を受けた記憶は無いとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人夫婦は、昭和40年度の国民年金保険料を昭和41年3月2日にまとめて納付しており、41年度以降の保険料は夫婦同一日に定期的に納付しているため、40年度から申立人夫婦の保険料の納付が始まったものと見るのが自然である。

加えて、区役所では過年度保険料を収納することができないことから、申立人の主張は不合理である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 732

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 12 月 7 日から 59 年 9 月 26 日まで  
(A社)  
② 昭和 63 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
(B社)

昭和 58 年 12 月 7 日から 59 年 9 月 26 日まで、C温泉のA社に勤務した。63 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで、B社のD店に勤務した。同年 4 月 1 日に国民年金の資格を喪失しており、国民年金の資格喪失の手続には事業所からもらう健康保険証が必要なので、厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が調理見習としてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚に聴取したものの、申立人の申立期間①の勤務実態及び厚生年金保険料控除についての証言は得られない上、当該複数の同僚は、「見習期間は社会保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

また、当時の同僚は、「当時、申立人と同じ年齢ぐらいの調理見習がもう 1 名いた。」と述べているが、申立期間①におけるA社の厚生年金保険被保険者の中に、該当する者は見当たらない。

さらに、A社は既に廃業しており、申立期間①当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険料控除について確認をすることができない。

申立期間②について、申立人が記憶している店舗の状況が複数の同僚の証言と一致することから、申立人がB社D店に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間②当時のB社D店の店長は、「従業員が入社と同時に厚生年金保険に加入することは無かった。」と供述している。

また、B社D店に勤務していた同僚は、「勤務していた途中から厚生年金保

険に加入した。」と述べている上、同社の別店舗に勤務していた同僚は、「入社後1年間の試用期間があり、試用期間は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、これらのことから、同社では入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いでなかったことがうかがえる。

さらに、B社に照会したものの、人事記録等の関連資料は保管されていないとの回答であった。

加えて、申立人の申立期間①及び②における雇用保険の記録は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 733

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 28 年 5 月 1 日まで  
昭和 27 年 4 月 1 日から 28 年 10 月 24 日まで、A 社に勤務したと記憶しているが、厚生年金保険の加入記録は同年 5 月 1 日からになっている。27 年 4 月 1 日から 28 年 5 月 1 日までの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 27 年 4 月 1 日から A 社に勤務していたと主張しているが、複数の同僚は、申立人が申立期間に勤務していたことを記憶していない上、申立期間は、申立人が婚姻する前であり、申立人の妻も申立人の勤務実態についての記憶が曖昧で、申立人の妻から提出された社員旅行の写真からも申立期間における勤務期間について事実を確認することができない。

また、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「A 社には試用期間があり、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述しており、また、複数の同僚も、「入社は昭和 27 年 3 月ころであった。」と供述をしているが、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、当該同僚は昭和 27 年 7 月 2 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A 社は、既に廃業しており、当時の事業主も亡くなっていることから、このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 734

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 28 日から 51 年 10 月 18 日まで  
申立期間にA社に勤務していたので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、期間は特定できないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によるとA社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、A社は昭和 54 年 12 月 2 日に解散していることが商業登記簿謄本から確認でき、事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、上記の取締役である同僚の一人は、「A社は、厚生年金保険に加入しておらず、給与から保険料は控除されていなかった。」と供述している。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 1 月 1 日まで

昭和 30 年 3 月に中学を卒業し、同年 4 月から A 社に入社した。定時制高校に通学しながら勤務していたが、見習期間については全く聞いた覚えが無く、厚生年金保険の加入が 31 年 1 月からになっているが考えられない。当時は給与明細書をもらっていた記憶は無く、給与明細書は所持していないが、事務員から健康保険証は受け取った覚えがあるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元事業主から提出された労働者名簿の記録及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記の労働者名簿に申立人に関して見習と記載されているところ、同様に見習の記載があり、定時制高等学校に通学しながら勤務していたとする同僚は、その入社日から約 21 か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、その他の同僚についても、その証言から入社日の数か月後に被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時、A 社では、従業員について、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで  
平成 3 年 9 月から 11 年 7 月まで A 医院で働いた。同年 8 月の給与明細書で厚生年金保険料が控除されているため、厚生年金保険被保険者期間は同年 7 月までと思われるので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書から、申立人が平成 11 年 7 月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、A 医院の事業主は、「申立人は、平成 11 年 7 月 31 日までは勤務しておらず、同年 7 月の保険料は誤って控除したものである。」と供述している。

また、申立人の雇用保険加入記録の離職日は平成 11 年 7 月 30 日となっており、A 医院が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている申立人の資格喪失日も同年 7 月 31 日となっている。

さらに、申立人自身は、「平成 11 年 7 月 7 日が最終出勤日であり、後は有給休暇を使った。」と供述しているところ、平成 11 年 7 月及び同年 8 月の給与明細書から、申立人が同年 7 月に有給休暇を 15 日間取得していることが確認でき、当時の事業所の休日を勘案すると、申立人の当該事業所における離職日は同年 7 月 30 日であると認められる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされており、また、同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、平成 11 年 7 月 31 日であると認められ、申立人の主張する同年 7 月は、厚生年金保険被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。